

農業協同組合

漁業協同組合

事業協同組合等

のみなさん！

商工会

商工会議所

NPO法人

のみなさん！

富山県が 地域団体商標登録を応援します！

地域の名称と商品（役務）の名称等からなる「団体商標」も対象となります。

補助金の概要

出願に要する経費のうち、
・特許印紙代
・弁理士又は弁護士への報酬

の **2分の1**
(上限10万円)

詳しくは

富山県庁 商工企画課 tel:076-444-3245

富山県ホームページで「地域団体ブランド活用補助制度」を検索

地域団体商標とは！

4つのポイント

登録できるのは以下のパターンの文字のみからなる商標です

パターン1 例) ○○りんご、○○味噌

地域の名称 + 商品（サービス）の普通名称

パターン2 例) ○○焼、○○温泉

地域の名称 + 商品（サービス）の慣用名称

パターン3 例) ○○産みかん、本場○○織

地域の名称	+	商品（サービス）の普通名称
		or
		商品（サービス）の慣用名称
	+	産地等を表示する際に付される文字として慣用されている文字

※○○は、地域の名称を表示する文字。
※地域の名称には、現在の行政区画名ばかりでなく旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名なども含まれます。

1. 地域の名称と商品（サービス）の名称等からなる商標について、

2. 地域に根ざした団体が、

3. その構成員に使用させる商標であって、

4. 広く知られているとき



地域団体商標の権利者となることができる団体

①事業協同組合等の特別の法律により設立された組合

例) 事業協同組合、
農業協同組合、
漁業協同組合 など

- ②商工会
- ③商工会議所
- ④NPO法人

新規

⑤上記に相当する外国の法人

地域団体商標として商標登録を受けることができます！

このような商品やサービスが登録されています！



日本全国で商標の使用を独占できます

ブランド展開の最大の武器

他人による商標の使用を排除できます

半永久的に権利を更新することができます